基安発 0310 第２号
令和８年３月 10 日

一般社団法人日本建設業連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局
安　全　衛　生　部　長
（　公　印　省　略　）

建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・
倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について

令和５年９月 19 日、東京都中央区のビル建築現場において、鉄骨の組立作業中に鉄骨梁を支えていた仮設構造物が崩壊し、鉄骨建方作業に従事していた労働者及び下層で作業を行っていた労働者６名が被災し、うち２名が死亡するという重大な災害が発生しました。

高層ビルの地上階に大スパンの空間を設ける場合などにおいて、鉄骨の組立て途中の不安定な状態を一時的に支えるため、仮設構造物を設置する方法が採用されることがありますが、このような仮設構造物を設置する場合の計画の策定に当たっては、当該仮設構造物が十分な強度を有していることを強度計算等により確認することはもとより、支持対象となる鉄骨の組立て等作業や同時並行して行われる他の作業の進捗状況によって計画変更の必要が生じた場合には、強度計算等の見直しも含めた検討を行うとともに、策定又は変更した当該仮設構造物に関する計画に対応した作業計画に従い作業が行われていることを確認の上、作業を行う必要があります。

ついては、同種の労働災害防止を図るため、本災害に関する所轄労働基準監督署における調査結果及び労働安全衛生総合研究所における調査結果を踏まえ、建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項を別添のとおり取りまとめましたので、会員事業場に周知いただくようお願いいたします。

別添

制定日　令和８年３月 10 日

建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項

第１　趣旨等

近年、都心部を中心に周辺環境に制約がある敷地に建築される高層ビルなどの建築物の建設工事において、梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物（以下「仮設構造物」という。）を設置する工法が多く行われており、仮設構造物の組立て解体又は変更（以下「組立て等」という。）の作業において、仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害が発生している。

このような状況を踏まえ、本留意事項は、仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項を示すものである。

第２　基本的考え方

仮設構造物の組立て等の作業を行う事業者、これらの作業が行われる建設現場の元方事業者等（以下「関係事業者等」という。）は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本留意事項に基づき仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止対策を講ずることにより、労働災害の防止に努めるものとする。

また、発注者においては、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮することをはじめ、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本留意事項に基づき事業者において確実な労働災害防止対策が講じられるよう、適切な設計図書の作成、必要な安全衛生経費の確保等、的確に対応するものとする。さらに、施工、供用、維持管理、補修及び解体中に想定される危険性を体系的に特定し、それらを除去又は低減させるとともに、その結果を記録・保存し、それらの危険性に関する情報を施工者に確実に伝達するものとする。

仮設構造物の組立て等の作業に従事する作業従事者等は、労働安全衛生関係法令に定める作業従事者が守るべき事項を遵守するとともに、事業者が本留意事項に基づいて行う措置に協力することにより、仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害の防止に努めるものとする。

第３　関係事業者等が講ずべき措置

１　元方事業者が講ずべき措置

元方事業者は、仮設構造物の設置に当たっては、（１）による事前調査結果を踏まえ、（２）により、仮設構造物の設置に関する計画（以下「仮設構造物計画」という。）を策定し、当該計画を建築物全体の施工計画に位置付け、関係する作業に従事する作業従事者に周知すること。また、（３）及び（４）に定める措置を講ずること。

なお、建築物の鉄骨の組立て等の作業を計画するに当たっては、仮設構造物使用の適否も含め、より安全な方法で同作業ができるよう検討すること。

（１）事前調査

（２）仮設構造物計画の策定に当たっては、次のア及びイの調査を実施すること。

ア　敷地内調査

仮設構造物を設置する敷地内について、現地踏査等の方法により次の事項に関して調査を行い、その状況を把握すること。

（ア）敷地内の建築物等の有無及びその状況

（イ）敷地の広さ、形状、傾斜、土質等の状況

（ウ）敷地使用上の制約、障害物の有無等

（エ）その他仮設構造物の設置に関して必要な事項

イ　周囲の調査

仮設構造物を設置する敷地周辺について、現地踏査等の方法により次の事項に関して調査を行い、その状況を把握すること。

（ア）敷地に隣接する建築物等の有無及びその状況

（イ）架空電線の有無及びその状況

（ウ）崖、溝、水路、樹木等の有無及びその状況

（エ）道路、交通量、交通規制等の状況

（オ）工事施工上の制約等

（カ）その他仮設構造物の設置に関して必要な事項

（２）仮設構造物計画

（１）の事前調査の結果に基づき、次のアからオまでの事項を明らかにした仮設構造物計画を策定すること。当該計画の策定に当たっては、仮設構造物に鉄骨部材等を仮支えしている状態、鉄骨部材等が固定されるまでの間その他の一時的な状態であっても、仮設構造物の強度及び安定性が損なわれないよう計画すること。

また、当該計画の策定に当たっては、建設工事現場の代理人による確

認のほか、店社による確認、仮設構造物の構造設計を行った者による確認等、十分な確認体制による確認を行うとともに、当該確認体制を同計画に明記すること。

さらに、労働安全衛生法第 88 条第３項の規定に基づく労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第90条第１号に規定する仕事に係る計画届を作成する際には、安衛則第 91 条第２項の規定により準用する同条第１項第４号に規定する工法の概要を示す書面又は図面等に、仮設構造物計画を含めること。

仮設構造物計画を変更する際にも、再度、アからオまでの事項を行い、仮設構造物の安全性を再確認し、必要な補強、控えの追加等の措置を講ずるとともに、計画に記載した確認体制により確認を行うこと。

ア　設計荷重

積載荷重、仮設構造物の機材の自重、鉄骨部材等の揚重時の動的荷重係数、風荷重、照査水平荷重等の施工段階ごとの荷重条件を適切に設定すること。

なお、設計荷重、動的荷重係数、風荷重、照査水平荷重等の設定に当たっては、関係する学会指針、業界団体指針、メーカーの技術資料又は社内基準等を参照することが考えられること。

イ　構造及び設置基数

上記アの設計荷重に応じ、施工段階ごとの仮設構造物の強度計算を行い、仮設構造物の構造及び設置基数を検討すること。

仮設構造物の構造は、次によること。

（ア）仮設構造物の支柱を継いで用いる場合には、継手部に生じる応力を計算し、当該応力に耐えられる方法により接合すること。

（イ）仮設構造物の各部材について、偏心、局部的な応力集中、緩み等が生じないよう応力が確実に伝達される方法により接続すること。

（ウ）仮設構造物の支柱部分について、次に定めるところにより、丈夫で崩壊等の危険のないものとすること。

㋐　支柱の沈下を防止するための措置を講ずること。

㋑　支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講ずること。

㋒　支柱等の座屈を防ぐため、荷重条件に応じて適正な間隔で水平つなぎ、斜材等を設けること。

㋓　やむを得ない場合を除き、支柱は鉛直に設置すること。

㋔　はり又は大引きを上端に載せるときは、ずれ、脱落又は回転を防止するため、端板、クランプ、ボルトその他の確実な方法により固定すること。

（エ）仮設構造物の転倒を防ぐため、必要な控えを設けること。

（オ）仮設構造物の組立て等を行う際に風荷重を受ける等により浮き上がりのおそれがある場合は、組立・解体順序の作業方法を考慮するとともに、支柱ジョイント部等に抜け止め措置を講じること。

（カ）傾斜のある場所に仮設構造物を配置する場合には、支持台等により水平化を図り、支持地盤へのアンカー等による固定、支持台等と支柱との固定による滑動防止を図ること。

（キ）仮設構造物による鉄骨部材等を支持する高さ及び支持方法は、当該部材のキャンバー、むくり、部材の傾斜及びスパン長等に応じたたわみ量を考慮して設定すること。

（ク）仮設構造物の配置は、鉄骨部材等の積載時に偏荷重が発生しないよう配置すること。

ウ　安全率

仮設構造物の構造、材料及び設置基数の検討に当たっては、破壊強さに対して 2.0～2.5 の安全率を確保するなど、仮支えの対象となる鉄骨部材の重量に応じ、十分な安全率を確保すること。

また、採用した安全率及びその設定根拠については、仮設構造物計画に明記すること。

エ　機材

仮支えの対象となる鉄骨部材の重量や形状、仮設構造物の構造に応じた機材の種類及び量を確認するとともに、当該機材の必要となる時期までに確保できるようにすること。

オ　組立図

各機材の配置、接合の方法、寸法、材質及び取付けの時期が明記された組立図を作成すること。組立て等を行う際に風荷重を受ける等により浮き上がりのおそれがある場合は、組立て等の順序を考慮すること。

（３）機材管理計画

（２）のエの機材については、次の事項を明らかにした機材管理計画を作成すること。

ア　機材の点検

仮設構造物の組立て及び変更の作業を行う前に、機材の欠陥・損傷

の有無等について点検し、不良品を取り除くこと。

イ　機材の仕様の確認

使用する機材について、製造者が定める許容応力等の仕様を確認すること。

ウ　経年管理の確認

使用する機材について、「経年仮設機材の管理について」（平成８年４月４日付け基発第223号の２）に基づいて適切に経年管理が行われていることを確認すること。

（４）仮設構造物の組立て等に係る作業計画の確認等

ア　作業計画の確認

第３の２（１）に規定する作業計画が当該仮設構造物計画や鉄骨の組立て等に係る作業計画等と整合したものとなるよう確認し、関係請負人に対する必要な指示や指導を行うこと。

イ　作業時期等の周知及び区域管理

仮設構造物の組立ては、建築物の鉄骨の組立て作業と同時並行して行われるものであり、大スパンの梁等の鉄骨部材を仮支えするという性質上、仮設構造物は作業ヤードの中央部付近に設置される場合が多いことから、仮設構造物の組立て等の作業に従事する作業従事者の他、建築物の鉄骨の組立て作業に従事する作業従事者等、関係する作業従事者に対し、仮設構造物の組立て等の作業を行う時期、設置期間、組立て等の順序を周知するとともに、仮設構造物の組立て等の作業を行う区域内には、当該作業に関係する作業従事者以外の者の立ち入りを禁止すること。

２　仮設構造物の組立て等に係る作業を行う事業者が講ずべき措置

仮設構造物の組立て等に係る作業を行う事業者は、第３の１により策定された仮設構造物計画に基づき、（１）により仮設構造物の組立て等に係る作業計画を作成し、当該計画に基づき、（２）により作業を行うこと。

（１）仮設構造物の組立て等に係る作業計画

次の事項を明らかにした仮設構造物の組立て等に係る作業計画を作成すること。

なお、作業計画の作成に当たっては、支持対象となる鉄骨の組立て等に係る作業計画と整合したものとすることはもとより、他の作業の進捗状況に応じて、作業計画の変更が生じる場合もあることから、並行して

行われる他の作業や工事全体への影響にも配慮したものとすること。

ア　仮設構造物の組立ての作業の準備

（ア）仮設構造物の組立ての作業に支障となる障害物等の除去方法を定めること。

（イ）仮設構造物を設置する基礎地盤の整備方法を定めること。

（ウ）機材等の搬入及び仮置き方法並びに周囲との隔離措置（立入禁止、養生等）を定めること。

（エ）その他仮設構造物の組立ての作業の準備に必要な事項を定めること。

イ　仮設構造物の組立ての作業

各機材の組立ての方法及び手順を定めること。その際、クレーン等の揚重機を用いる場合には、当該機械の作業範囲、揚重能力、吊荷の安定性、設置条件、他の作業との干渉等を考慮すること。

また、組立ての進行に伴い、荷重状態及び安定性の変化を伴うことから次の事項に留意すること。

（ア）仮設構造物が不安定な状態とならないよう必要な措置を講ずること。

（イ）部材の落下、転倒又は浮き上がりが生じないようにすること。

（ウ）次工程で使用する部材、工具、仮設機材その他不要な資材等を仮設構造物の支持部その他構造耐力上重要な部位に載せないこと。

ウ　仮設構造物の解体の作業

仮設構造物の解体は、組立時とは異なる荷重状態及び安定性の変化を伴うことから、次の事項に留意すること。

（ア）仮設構造物又は支持対象となる鉄骨部材等が不安定な状態とならないよう、解体の順序及び方法を明示すること。

（イ）控え、水平つなぎ、斜材等の支持材については、その機能が必要なくなる段階まで撤去しないこと。

（ウ）荷重が鉄骨本体等へ移行する過程及びタイミングを明らかにし、移行後の安定性を確保する措置を講ずること。

（エ）仮設構造物の解体時における部材の落下、仮設構造物の転倒及び浮き上がりを防止する措置、クレーン等の機械を用いる場合には、当該機械の作業範囲等を考慮すること。

（オ）解体材の仮置き場所及び搬出方法を定めるとともに、周辺との隔離措置（立入禁止、養生等）を講ずること。

（２）作業計画に基づく作業の実施

（１）で作成した作業計画に基づき、元方事業者が講ずる第３の１（４）の措置との連携を図りつつ、次に留意して作業を行うこと。

ア　作業の指揮等を行う者の選任

型枠支保工の組立て等の作業、高さが五メートル以上の構造の足場の組立て等の作業等については、作業主任者技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任しなければならないこととされているところ、仮設構造物の組立て等の作業においても、仮設構造物の組立て等の作業に関する知識、経験を有する者のうちから労働者の指揮等、次の事項を行わせる者を選任すること。

（ア）作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業計画どおりに作業が行われているか、仮設構造物計画どおりに仮設構造物が組み立てられているか、作業の進行状況を監視すること。

（イ）材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。

（ウ）器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

（エ）要求墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

イ　作業計画等と異なる状況が生じた場合の措置

作業計画又は仮設構造物計画と異なる設置状態、荷重条件等が生じ、又は生じるおそれがある場合には、直ちに作業を中止し、当該状況について、必要な確認を行い、遅滞なくその結果を元方事業者に報告するとともに、当該計画の見直しその他必要な措置を講じた上で、元方事業者との連絡及び調整を経て作業を再開すること。

３　点検等の実施

関係事業者等は、２により仮設構造物の組立て等に基づく作業実施後の点検等について、下記（１）及び（２）に留意して点検等を行うこと。

なお、点検の実施に当たっては、仮設構造物の組立て等の作業を行う事業者により作業開始前及び鉄骨部材等の仮支えを行う前に、当該仮設構造物が当該荷重に耐え得る状態にあることを確認するとともに、元方事業者においては、当該確認が適切に行われていることを把握し、必要な調整を行うことが重要であること。

（１）点検等の実施

仮設構造物が仮支え対象となる鉄骨部材を確実に支持できるものとなっているか、鉄骨部材の仮支え前においては、支柱の沈下、脚部の固定状況・滑動の状態、緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態、斜材、控え等の補強材の取付状態等の点検を行うほか、組立て後の仮設構造物が

水平に設置されているか、水平器等により確認し、異常を認めたときは直ちに補修すること。

（２）点検等の結果の記録及び保存

点検者の氏名、点検等の結果及び当該点検の結果に基づいた補修等の内容については、点検表に記録し、必要な期間保存すること。